

エネファームtype S 発電ユニットの解体・廃棄に関するお知らせ

エネファームtype S 発電ユニットの解体・廃棄の際の注意事項についてご案内申し上げます。
エネファームtype S 発電ユニットは、廃棄物処理法および労働安全衛生法に基づく管理対象物質を含みます。



発電ユニット

貯湯ユニット



発電ユニット

熱源機



発電ユニット

熱源機

※貯湯ユニット、熱源機は対象外です。

エネファームtype S 発電ユニットを所有されているお客様へ

解体・廃棄の際は、お客様個人の判断で処分せず、お買い求めの販売店様にお問い合わせの上、ご案内された方法に従い処理して頂きますようお願い致します。
なお、エネファームtype S ご使用の際は、お客様ならびに周辺地域への有害な影響等はございませんのでご安心ください。

販売店様、廃棄物排出者様

『廃棄物データシート（WDS）』を提出する際、必要な情報は『AISIN 家庭用コージェネレーション販売支援システム（S-NET）』にあります。

S-NETリンク先 <https://ss.ss-asp.net/s-net/>

ご不明な点につきましては、以下の連絡先へお問い合わせください

連絡先 : 株式会社アイシン E-V C事業戦略部

電話番号 : 0566-24-8037

受付時間 : 平日8:30~17:30

※年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇など弊社休日の期間を除く